

令和6年11月29日提出

有資格業者の指名停止を行いました

標記について、次のとおりお知らせします。

日時	令和6年11月29日(金) ~ 令和7年4月28日(月)						
場所	—						
内容	<p>諫早市は有資格業者を下記のとおり指名停止としました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"><tr><td>指名停止業者</td><td>【登録部門:建設工事・物品等】 株式会社北栄 代表取締役 後田 進 長崎県諫早市福田町32番7-101号</td></tr><tr><td>指名停止期間</td><td>5か月</td></tr><tr><td>指名停止の理由</td><td>本市が発注した天狗鼻排水機場1号排水ポンプ分解整備工事において、落札者に決定され契約をしたにも関わらず、後日、履行期限内に工事を完了する見込みがないと認められたことから、契約解除に至り、工事の完成に大幅な遅延をもたらしたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第9号(不正又は不誠実な行為)」該当 諫早市物品調達等入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第8号(不正又は不誠実な行為)」該当</td></tr></table>	指名停止業者	【登録部門:建設工事・物品等】 株式会社北栄 代表取締役 後田 進 長崎県諫早市福田町32番7-101号	指名停止期間	5か月	指名停止の理由	本市が発注した天狗鼻排水機場1号排水ポンプ分解整備工事において、落札者に決定され契約をしたにも関わらず、後日、履行期限内に工事を完了する見込みがないと認められたことから、契約解除に至り、工事の完成に大幅な遅延をもたらしたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第9号(不正又は不誠実な行為)」該当 諫早市物品調達等入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第8号(不正又は不誠実な行為)」該当
指名停止業者	【登録部門:建設工事・物品等】 株式会社北栄 代表取締役 後田 進 長崎県諫早市福田町32番7-101号						
指名停止期間	5か月						
指名停止の理由	本市が発注した天狗鼻排水機場1号排水ポンプ分解整備工事において、落札者に決定され契約をしたにも関わらず、後日、履行期限内に工事を完了する見込みがないと認められたことから、契約解除に至り、工事の完成に大幅な遅延をもたらしたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第9号(不正又は不誠実な行為)」該当 諫早市物品調達等入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第8号(不正又は不誠実な行為)」該当						
問い合わせ先	諫早市 企画財務部 契約管財課 担当:今泉、川内、平井 電話番号:0957-22-1500(内線3681) E-mail: keiyaku@city.isahaya.nagasaki.jp						
担当課	同上						
備考 (記事解禁日等)							